

回答書

平成25年9月24日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 様

テレコムクレジット株式会社代理人

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴会からいただきました2013年9月9日付「申入書」に対し、当職らはテレコムクレジット株式会社（以下「テレコム社」といいます。）を代理し、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

- 1 貴会が、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に調査、研究、検討にご尽力されている点に関しましては、ご理解申し上げておりますし、又上記目的達成により国民の経済生活の安定と向上が図れますことは、望ましいことであると存じます。
他方、テレコム社も、一事業者として我が国の経済を改良・活性化させる役割を担っている企業でございます。テレコム社の事業が、我が国の健全な経済成長に資することで、究極的には消費者一人一人の利益にかなうと自負しております。
- 2 貴会は、テレコム社の規定する「カード名義人様とサイト運業者様間にて行われた取引に関しまして、当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運業者との取引を行ってください。」との条項（以下「本条項」といいます。）が、消

費者契約法第8条第1号、第2号に違反するおそれがあり、その理由として、サイト利用者とテレコム社との間に契約関係が存在すると主張されております。

そして、上記契約関係が存在することの根拠として、貴会は、テレコム社がサイト利用者のクレジットカード情報を管理することや、カード会社の請求書にテレコム社の名称と電話番号が販売店として記載されることを挙げられます。

しかしながら、テレコム社がサイト利用者のクレジットカード情報を管理するのは、テレコム社とサイト運営者の決済代行サービス契約に基づくものであります。また、カード会社の請求書にテレコム社が販売店として記載されているのは、カード会社とテレコム社間に加盟店契約が締結されており、かつ、テレコム社とサイト運営者間に決済代行サービス契約が締結されているからであります。従って、貴会の主張される上記事情から、サイト利用者とテレコム社との間に契約関係があるとはいいい得ません。

したがって、これまでご回答申し上げましたように、テレコム社とサイト利用者との間に契約関係は存在しないといわざるを得ません。

- 3 もっとも、契約関係にない当事者同士でも、不当に他者の権利を侵害した場合には不法行為が成立することは当然ありえ、本条項は、このような場合のテレコム社の責任まで免責するものではございません。平成25年7月30日付当職ら書簡にて主張致しました通り、本条項は、テレコム社とサイト利用者との間に契約関係に立つものではなく、従ってサイト利用者とサイト運営業者との間で締結されたサイト利用契約に関して生じた責任を負う立場になり、これを明確にする趣旨に過ぎません。

以上、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上